

地方財政健全化法に基づく 「健全化判断比率等」の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成19年度決算から財政指標(健全化判断比率及び資金不足比率)を算定し、監査委員の審査を受け、議会へ報告するとともに、村民の皆様公表することが義務付けられました。

さらには平成20年度決算から早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準以上となった場合に財政健全化計画等を策定しなければならなくなりました。

◎健全化判断比率

1. 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

2. 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※標準財政規模

自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度もっているのかを表す指標

| 指 標 | 中 島 村 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | 15.0% | 20.0% |
| 連結実質赤字比率 | — | 20.0% | 40.0% |
| 実質公債費比率 | 14.6% | 25.0% | 35.0% |
| 将来負担比率 | 67.9% | 350.0% | |

※—は比率がないことを表す

◎資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

| 公 営 企 業 | 中 島 村 | 経 営 健 全 化 基 準 |
|----------------|-------|---------------|
| 簡易水道事業特別会計 | — | 20.0% |
| 農業集落排水処理事業特別会計 | — | 20.0% |
| 土地造成事業特別会計 | — | 20.0% |

※—は比率がないことを表す

◎健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法

1. 実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模
2. 連結実質赤字比率＝連結実質赤字額／標準財政規模
3. 実質公債費比率＝(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)／標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)
4. 将来負担比率＝将来負担額(地方債の現在高＋債務負担行為支出予定額＋退職手当支給予定額＋地方公社及び損失補償している第三セクター等の負担見込額)－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る交付税算入見込額)／標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)
5. 資金不足比率＝資金不足額／事業の規模